

■報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成24年7月18日に議決を受けた「平成24年度 仁井田簡易水道統合整備事業 配水池築造工事」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る3月15日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成24年度 仁井田簡易水道統合整備事業 配水池築造工事
工 事 場 所	四万十町 勝賀野 地内
契 約 の 金 額	123,900,000円（内消費税5,900,000円）
変更契約金額	123,971,400円（内消費税5,903,400円）
増 減 額	71,400円（内消費税 3,400円）
契約の相手方	四万十町古市町7番34号 株式会社 生田組 代表取締役 生田 嗣夫

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
配水池造成工事	敷地造成において、想定より岩盤が浅い位置にあったことにより、岩の掘削土量が増大したことによる増額。	1,108,332円
共通仮設費（安全費）	当初設計において、標準日数で計上していた交通誘導員を、実勤務日数で積上げた結果、当初より減員となったことによる減額。	△802,944円
その他	精査による変更（外柵工事の延長の減等）	△233,988円